

令和元年度

笠間・水戸環境組合一般会計
歳入歳出決算審査意見書

水戸市監査委員

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の実施内容等	1
第 5	審査の結果	1
第 6	決算の概要	2
第 7	解散に伴う財産等の処分について	3
第 8	意見	3

【凡例】

- 1 表中の符号の「△」は減数を示し、「－」は算出不能のものを示す。
- 2 収入率及び執行率は、小数点第2位を四捨五入した。

令和元年度笠間・水戸環境組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第5条第3項に基づく決算審査

第2 審査の対象

令和元年度笠間・水戸環境組合一般会計歳入歳出決算書

令和元年度笠間・水戸環境組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書

令和元年度笠間・水戸環境組合実質収支に関する調書

令和元年度笠間・水戸環境組合財産に関する調書

なお、この決算において令和元年度とは、平成31年4月1日から笠間・水戸環境組合（以下「組合」という。）の令和元年度の収支が打ち切られた、組合の解散の日である令和2年3月31日までをいう。

このため、令和2年3月31日時点で組合に属する債権又は債務で同日までに収入又は支出をしなかったものは、決算の計数に含まれていない。

第3 審査の期間

令和2年6月23日から同年8月6日まで

第4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、笠間・水戸環境組合一般会計歳入歳出決算書その他関係書類は関係法令に準拠して作成しているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿等と照合を行うとともに、6月26日及び7月1日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。併せて、解散に伴う財産等の処分や解散後の費用負担について、関係職員から説明を聴取した。

第5 審査の結果

歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に定める様式に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿等と符合しており正確であることを認めた。

第6 決算の概要

組合は、昭和45年2月に、旧友部町、旧岩間町及び旧内原町の3町から排出されるごみの処理及び処分を目的に一部事務組合として設立され、その後、市町合併に伴い、構成団体は笠間市と水戸市の2市となり、笠間市は旧友部町及び旧岩間町の区域を、水戸市は旧内原町の区域を共同処理する事務の対象として運営されてきた。

水戸市は、令和2年4月の新清掃工場の稼働に伴い、市全域のごみ処理を水戸市単独で行うため組合から脱退することとしたことから、令和2年3月31日をもって組合を解散するに至ったものである。

1 歳入歳出決算について

歳入総額は728,043,529円、歳出総額は693,717,127円で、歳入歳出差引額は34,326,402円であり、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっている。

(1) 歳入

款別の歳入決算状況は、次表のとおりである。

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠損額	収 入 未済額	収 入 率	
						対予算	対調定
	円	円	円	円	円	%	%
分担金及び負担金	444,375,000	444,375,960	444,375,960	0	0	100.0	100
使用料及び手数料	118,861,000	115,960,240	115,960,240	0	0	97.6	100
国庫支出金	9,170,000	0	0	0	0	0	-
財産収入	7,000	6,053	6,053	0	0	86.5	100
繰入金	122,531,000	122,531,000	122,531,000	0	0	100	100
繰越金	23,543,000	23,543,253	23,543,253	0	0	100.0	100
諸収入	21,424,000	21,627,023	21,627,023	0	0	100.9	100
合 計	739,911,000	728,043,529	728,043,529	0	0	98.4	100

(2) 歳出

款別の歳出決算状況は、次表のとおりである。

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	執行率
	円	円	円	%
議会費	862,000	523,641	338,359	60.7
総務費	207,336,000	199,633,327	7,702,673	96.3
衛生費	521,711,000	493,560,159	28,150,841	94.6
公債費	2,000	0	2,000	0
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0
合 計	739,911,000	693,717,127	46,193,873	93.8

2 財産について

財産に関する調査における財産の決算年度末現在高は、次表のとおりである。

区 分		単 位	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
公 有 財 産	土 地	㎡	92,424		92,424
	建 物	㎡	9,374		9,374
物 品	普 通 自 動 車 貨 物	台	2		2
	小 型 自 動 車 貨 物		2		2
	小 型 自 動 車 乗 用		1		1
	軽 自 動 車 貨 物		1		1
	軽 自 動 車 乗 用		1		1
	シ ョ ベ ル ロ ー ダ		2		2
	フ ォ ー ク リ フ ト		2		2
基 金	財 政 調 整 基 金	千円	128,902	△ 73,173	55,729

第7 解散に伴う財産等の処分について

1 土地、建物及び物品について

令和2年3月31日に組合が保有する土地、建物及び物品は、「笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産処分に関する協議書」により、笠間市に帰属している。なお、同日に組合が保有する構築物についても、笠間市に帰属している。

2 基金及び歳計現金について

「笠間・水戸環境組合解散に伴う承継事務の取扱いに関する覚書」によると、令和2年3月31日に組合が保有する基金及び歳計現金は、笠間市議会及び水戸市議会における決算認定後、令和2年4月1日以降における組合の歳計現金の未収金又は未払金の清算事務による差額と精算し、「笠間・水戸環境組合の解散に伴う協定書」に定める負担割合（笠間市10,000分の7,272、水戸市10,000分の2,728）により笠間市及び水戸市に配分することとされている。

なお、基金及び歳計現金の保管事務並びに令和2年4月1日以降における組合の歳計現金の未収金又は未払金の清算事務は、同覚書の規定により笠間市が取り扱うこととされている。

第8 意見

今後は、「笠間・水戸環境組合解散に伴う承継事務の取扱いに関する覚書」に基づく基金及び歳計現金の精算及び配分が円滑に執行されるよう、笠間市と十分に協議されたい。